

令和5年度【後期】授業料免除申請要項

<目次>

- I 授業料免除の種類について
- II 授業料免除制度について
- III 申請の流れ
- IV 提出書類・提出期限
- V 提出書類様式

<提出期限等>

提出先：学生課学生係

申請書類	提出期限
授業料免除申請書	令和5年9月26日（火）
その他の書類	令和5年10月6日（金）

(注)

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
3. 提出期限後の提出については受付できません。
4. ご不明な点等ありましたら、学生課学生係（TEL：0836-35-4976）までお問い合わせください。

宇部工業高等専門学校

I 授業料免除の種類について

令和5年度に実施する授業料免除は下記のとおりです。授業料免除の種類により、対象学年や要件が異なります。

それぞれの詳細は3ページ以降をご覧ください。

種類	対象学年	認定要件等
高等教育の修学支援新制度による授業料減免	本科4・5年生 専攻科生	学力・家計等の要件を満たす者。 授業料減免と併せて給付型奨学金を受けることができます。
高専機構における授業料免除	災害等による特別な事由による場合	全学年 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
	その他特別な事由の場合①	本科1～3年生 次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ● 就学支援金制度の支給上限36月を超えていて、かつ、学業成績優秀 ● 学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合 ● 就学支援金制度において、課税証明書が発行されない等の理由により加算が認められない者で、かつ、学業成績優秀
	その他特別な事由の場合②	本科4・5年生 専攻科生 学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
	新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変	全学年 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出ができる等、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変があり、かつ、経済的に授業料の納付が困難

Ⅱ 授業料免除制度について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免は学校へ、給付型奨学金は日本学生支援機構へ申請してください。

○対象：4, 5年生及び専攻科生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

- 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等への入学時期等に関する要件

- 過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。
- 4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。

例：(×対象外) 2021年3月に高等学校を卒業 → 2023年4月編入学

(○対象) 2022年3月に高等学校を卒業 → 2023年4月編入学

【専攻科入学生は・・・】

例：(×対象外) 2022年3月に高等専門学校卒業 → 2023年4月専攻科入学

(3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	半期：117,300円（満額支援）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	半期：78,200円（2/3支援）
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	半期：39,100円（1/3支援）

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の保有する資産の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

進学資金シミュレーターについて

収入基準に該当するかどうか、日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」（右のQRコード）で、おおよその目安で確認することができます。



2 国立高等専門学校機構における授業料免除

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること。

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」^{※1}とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

3 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、学生・保護者宛に文書で通知します。

4 その他

- 虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- 前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- 前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

Ⅲ 申請の流れ

高等教育の修学支援新制度の授業料免除のみ申請【4・5年生，専攻科生】

①	申請書の提出（提出期限：9月26日（火））
	「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出します。

授業料免除の手続きは以上です。給付奨学金の申請も忘れずに行ってください。

高等教育の修学支援新制度の授業料免除及び高専機構の授業料免除を申請【4・5年生，専攻科生】

高専機構の授業料免除のみ申請【全学年】

①	申請書の提出（提出期限：9月26日（火））
	「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出します。 高専機構の授業料免除のみ申請する場合は「授業料免除申請書」を提出します。



②	家族状況等申告書（様式2）の作成
	家族状況等申告書（様式2）を作成し，申請に必要な証明書類等を確認します。



③	家族状況等申告書（様式2）・所得証明書等の提出（提出期限：10月6日（金））
	家族状況等申告書（様式2），所得証明書やその他必要な書類を揃えて学生係に提出します。

授業料免除の手続きは以上です。新制度の授業料免除に申請する場合は，給付奨学金の申請も忘れずに行ってください。

IV 提出書類・提出期限

高等教育の修学支援新制度による授業料減免に申請する場合【4・5年生, 専攻科生】

区分	提出書類	発行機関等	提出期限
全員提出	<input type="checkbox"/> 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	(A様式1)	令和5年 9月26日(火)

国立高等専門学校機構における授業料免除制度に申請する場合【全学年】

区分	提出書類	発行機関等	提出期限
全員提出	<input type="checkbox"/> 授業料免除申請書 「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免」に申請する場合は不要。	(様式1-1) (様式1-2)	令和5年 9月26日(火)
	<input type="checkbox"/> 家族状況等申告書	(様式2)	令和5年 10月6日(金)
	<input type="checkbox"/> 市区町村発行の所得証明書 ・令和5年度分(令和4年分)についての記載があるもの ・合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額, 所得控除の内訳を記載したもので, 免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者, 15歳未満, 専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は, 非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について, 無収入申立書による申立てを行う場合は, 新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行	
	<input type="checkbox"/> 住民票(免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場	
該当者のみ	<input type="checkbox"/> 「家族状況等申告書」(様式2)により該当する書類	各機関	

V 提出書類様式

下記の様式については、本校ウェブサイトに掲載しています。

必要な様式を各自でダウンロードして、記入のうえ提出してください。

※担当窓口でも配布しております。配付を希望の方は、9月15日（金）までに図書館棟1階
学生課学生係までお願いします。

高等教育の修学支援新制度による授業料減免関係の様式

(A 様式1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

国立高等専門学校機構における授業料減免関係の様式

(様式1-1) 授業料免除申請書

(様式1-2) 授業料免除申請書(特別措置)

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給(見込)証明書

(様式4) 退職及び退職金支給証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書